

自治体の登録・許可を受けた後は 自動車リサイクルシステムへの登録が必要です



Q: なぜ自動車リサイクルシステムに登録する必要があるのですか？

A: 主に次のような理由です。

- ・電子マニフェストによる移動報告等を行うため
(システムへのログインIDとパスワードを付与します)
- ・フロン類やエアバッグ類の回収手数料等をうけとるため
(入金口座を登録します)

Q: いつ自動車リサイクルシステムに登録するのですか？

A: 自治体の登録・許可を**受けた後**です。

Q: 自動車リサイクルシステムへの登録に手数料がかかりますか？

A: 自動車リサイクルシステムへの登録手続きに手数料はかかりません。

Q: 自動車リサイクルシステムへの登録の方法は？

A: **WEBサイト**から申込用紙をダウンロードし記入後に郵送してください。

自動車リサイクルシステム

検索

* 詳しくは裏面をご覧ください。

自動車リサイクルシステム **検索** 【URL】http://www.jars.gr.jp/



- * このページをよく読んでください。
- * 「申込用紙」をダウンロードし、記入した後「申込用紙」と「必要書類」（自治体から受け取った登録番号通知書・許可証の写し等）を郵送してください。

